

令和7年度富山県がんばる商店街支援事業の募集について

1 趣旨

認定中心市街地以外の地域において、自らの努力と工夫により商店街の活性化や、にぎわい回復にむけた取り組みを行う商店街組合等を支援する。

2 応募対象者

- ・商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人、任意団体等
核店舗再生支援事業については民間事業者（個店）も対象となります。
共同店舗は、事業協同組合、特定会社、任意団体として対象となります。

3 事業内容

(1) 核店舗再生支援事業

商店街で集客の核となる店舗の再生を支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3） 補助対象期間：単年度 補助限度額：10,000 千円

(2) 重点支援事業

商店街活性化のための創意と工夫を凝らした取り組みを支援

補助率：県 1/3（市町村 1/3） 補助対象期間：最高3年 補助限度額：20,000 千円

(3) 一般事業

補助メニューから選択された事業に対して支援

【ハード事業】

補助率：県 1/4（市町村 1/4） 補助対象期間：単年度 補助限度額：2,500 千円

【ソフト事業】

補助率：県 1/4（市町村 1/4） 補助対象期間：単年度 補助限度額：1,000 千円

(4) イベント事業

商店街で実施するイベント開催等を支援

補助率：県 1/4（市町村 1/4） 補助対象期間：単年度 補助限度額：400 千円

4 応募方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火）以降随時、申請受付

※予算額に達した時点で募集終了

(2) 提出書類

- ①様式第1号 交付申請書（事業者作成）
- ②様式第2号 事業計画書（事業者作成）
- ③様式第3号 収支予算書（事業者作成）
- ④その他関係書類
 - ・ 補助事業者の概要に関する書類
 - ・ 申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図
 - ・ 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
 - ・ その他参考となる資料
 - ・ 核店舗再生支援事業総括表（核店舗再生支援事業を行う場合）
 - ・ 商店街活性化プラン（重点支援事業を行う場合）

(3) 応募上の注意

- ・応募の際には、市町村からの同額以上の補助見込みが必要となりますので、各市町村担当課にご相談ください。

(4) 提出先・お問合せ先

富山県 商工労働部 地域産業振興室 経営支援課 地域産業・商業活性化担当

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL: 076-444-3253

〔事業者は、各市町村担当課を通じて補助金交付申請書を提出してください。
必要な場合は事前にご相談ください。〕

5 審査について

提出された書類に基づいて、県経営支援課にて審査を行います。必要に応じて関係者に対し、ヒアリングを実施する場合があります。

＜採択基準＞

- 必要性 商店街の課題解決のため、必要性、緊急性が高いこと。
- 実現性 プラン・事業の実施や継続などについて、熟度が高い、商店街全体の活性化策の方向性と合致していること。
- 実効性 事業の実施により商店街の売上や集客力の向上が見込まれる等、商店街の活性化に効果が高いこと。